

14. 5-145



1200501214751

14.5
145

紀要
第十二号
農村問題と教育との一考察
啓明會編



始



紀要第十二號

(昭和二十七年十一月二十九日)

武藏野高等學校教頭 山本良吉述

農村問題と教育との一考察

法財人團

啓

明

會

目次

序文……………一

農村問題と教育との一考察……………三

附録 本會寄附行爲、職員名簿、出版目錄……………一

序

發行所寄贈本

わが農村生活は正に行き詰つてゐる。これを放置せんか、甞に農村の衰退を招來するばかりでなく、延いて累を都會に及ぼし、遂には國家の一大事を惹起するであらう。而してその原因は決して普通考へられてゐるやうに、經濟上の困難からばかりでなく、更に深く精神上的の缺陷から來てゐる。従てこれが對策は經濟上の改良と共に、大に精神上の努力を要し、その何れの爲めにも教育上の工夫が肝要であらう。然るに教育上の見地から農村問題を論せし人の至て稀れなるは寧ろ不思議に思ふ。この時に際し元の京都帝國大學學生監にして、現に武藏野高等學校教頭たる山本良吉氏が、雑誌「東洋文化」に寄せられし論文「農村問題と學制」はこの點に關し海に有益なる意見であつて、吾人は空谷の跫音を聞くが如きの感に打たれた。因て本會はこの論文の趣旨を敷衍詳説せられんことを請ひしに、氏はこれを快諾して直に執筆せられたのが本書である。即ち教育上から現下の行詰まれる農村問題の由來を明示し、又その對策を指摘したるもので洵に警世の大文章であると信ずる。こゝに



145-145

本會紀要となし教育關係の諸賢は勿論周く一般諸士の閲讀を切望する。尙ほ終に臨み山本氏の好意に深謝する次第である。

昭和七年十一月

財團法人啓明會

常務理事 鶴見左吉雄

農村問題と教育との一考察

武藏高等學校教頭

山本良吉



農村問題が社會の大問題となつた今日、種々の方面からその原因を考へねばならず、そしてそれを人間活動の眞の源泉たる教育に求めることも固より必要である。この關係はずつと前から考へられてゐたのではあるが、兎角切迫しないと人耳に入り難くて、今日まで發表されなだものと思はれる。今日の農村問題は主として經濟の方面から考へられてゐるが、經濟を動かす者は實は人であり、人は教育によつて左右される。經濟方面の改善は教育の改善によつて指導されねばならぬ。農村問題のみならず、すべての社會問題について、まづ第一に考へらるべき教育がいつもまじめに考へられず、その結果として教育がとかく後廻しになり勝であるわが社會の情態は、社會のためには痛嘆すべきである。わが教育と農村問題との關係は種々の點から考へられ得るが、今はたゞその二三のめぼしいものについて述べる。

(一) 明治當初の教育の性質

封建時代に於ても教育は全國にあつた。その缺點は程度の低かつたことと、それを受ける者の数が少なかつたことである。しかしその長所が、各地各人に必要な内容の教育を興へた點にあることは決して忘れてはならぬ。各地各人に對して、法令の力によつてではなく、自然に發達した教育であるから、できるだけムダが省かれ、各人の生活に侵食することも少なく、社會の實情によく適應する長所があつた。然るに維新の幕はわが國民の知識缺乏の自覺によつて切り落されたがために、國を擧げて、いかにもしてわが國民の知識を高めねばならぬとの意識が極めて強く、一舉にしてわが國民の知識を歐米同様の程度に進めねばならぬと一般に考へられた。そしてそのために全國一般を共通に支配すべき學制が布かれた。それは固よりその時に於ては必要の方策であつた。たゞわが國民の知識不足の念が強かつた結果、從來の教育制度がいかにしてでき、いかなる精神で行はれ、社會各階級の生活といかなる緊密な關係を保つたかを考へることが極めて粗であり、從來の制度は是非を問はず一切捨て去つて、そしてその代りに新しい制度を全國一様に植ゑつけようとし

た。勿論かゝる精神は獨り教育についてのみあつたのではない。舊來の歴史を顧みず、全國に對して共通の制度を布くことは、社會各般の制度皆同様であり、社會も亦それを是認した形がある。教育はたまたまこの一般氣分を受けたに過ぎぬのである。さうして實際上の止むを得ざる事情のために多少漸進的ではあつたが、全國に劃一の制度をしき、劃一の年限、劃一の形式の義務教育が課せられた。それによつて、わが國民の教育——實は知識程度——は以前に比して非常に高められた。世界を驚かしてゐる六十年間のわが急速な進歩は一部は學制の勵行によつたことは否定できぬ。たゞその間過去の歴史を一切無視して顧みなかつた病弊が、久しきを経て今に至つて現れ來つたのである。歴史無視の病弊は獨り農村問題に於て現れてゐるのみならず、社會の各方面に現はれてゐる。現時わが社會が困りきつてゐる各問題は、いづれもこの歴史無視の結果が一部加つてゐるのである。しかし今は他の方面の事は論ぜず、たゞ農村に關係ある方面のみについて述べる。

私はその第一の例としてまづ

(二) 教課及び教科書問題

をあげる。

明治の始に於て學制は定められたが、その各學校、各年級に課すべき標準、及びそれを示すべき教科書は固よりない。そこで急場の必要上、まづ佛國米國等の教科書を手當り次第に翻譯して供給した。兩國は共和政體の國であり、わが國と根本の國體に於て相違してゐる。しかしわが國を世界の程度に進めたい一心であつたわが社會は、國體の事など考へる餘裕はなかつた。今から考へると、各教科書の關係は可なり奇怪なものであつたが、それは急場の仕事として許さねばならぬ。たゞ感心な事には、かく全國劃一、外國鵜呑の制度中に於ても、尙各地方即ち個體尊重の念が幾分か存して居り、今の如くに全國劃一ではなかつた。例へば、私自身が學んだ小學校に於て、地理としては、まづ地方地誌を授けられた。私は加賀地誌略を教はつた。私の縣は石川縣であつたが、石川縣地誌とはしないで、歴史的區劃たる加賀一國の地誌が授けられた。(私は久しくこの制度の必要を主張した卓見家が誰であつたかを知りたく思つてゐるが、今にわからぬ)千葉縣の如きは千葉縣地誌を授けたらしい。さすれば國の地誌にすると縣のにするとは地方の隨意であつたかも知れぬ。とにかく

く地誌に於ては各地方を先にした。その外の學課については全國大抵共通であつたらしい。漸次文部省が自ら教科書を編纂するやうになり、全國共通の形勢は益々行き亘つた。たゞし明治初期に於ては、文部省編纂の教科書でも出版は各地方の書肆に許された。それは木版であつたためであらう。

こゝで私は一寸年代を飛んで比較したいが、現時の小學校では地誌としては全國の地誌が國定とせられてある。そのために生徒は自己の國の地誌も府縣の地誌もはつきりとは知らぬ。自己府縣内に於て如何なる町があるか、山があるか、産物が出るかは、全國地誌によつて知る以外は知らぬ。この點に於ては明治初年の方が遙かに優つてゐた。

小學校の教科書としては文部省編纂のものもあつたが、漸次民間編輯の教科書もでき、明治十九年には小學校の教科書は文部大臣の檢定したるものに限るべしと定められるに至つた。その翌年には地方に教科書審査委員が定められ、その審査によつて教科書を決定することとなつた。二十七八年戰役後全國の教育熱が俄かに高まり、生徒の數も激増した。そして教科書の賣れ方もそれと共に増加した。教科書が

府縣に採用されると定れば、その發行書肆の利益は莫大である。そのために書肆の採用運動が盛んになり、その結果三十年代の教科書疑獄が起り、知名な地方官吏、教育者が累々として檢舉された。時の文部大臣はいかにしてかゝる運動を將來に防ぐべきかを考へて、小學校教科書國定の制度を創めた。尤も教科書國費編纂の議は明治二十九年頃からしてポツ／＼建白されて居たのであるが、この制度が實施された動機は、國定教科書が教育上有效であるためよりは、寧ろ書肆の運動を防がんとする行政上の理由によつたのである。

既に國定と定まると、自然に一課の教科書は一種もしくは多くて二種と定まる。これはかうあるべき理由があるといふよりは、事實上さうなり易いのである。たゞ國語のみは、その後地方の要求に應ずるためにとて、二種併用となつたが、他の學科は皆一種であると記憶する。こゝに農村問題と教育との接觸點が生ずる。

すべて全國劃一教育制度なるものは、全兒童を同一のものとしたものである。そして抽象的の標準國民を假定し、教育によつてそれに達せしめるのを目的とする。然るに實際の國民は皆特殊の境遇に成長する特殊の人間であり、その特殊性を完全

に發育した者が即ち眞の標準國民でなくてはならぬ。各個體を同一性の物と視るのは、各單位を元子と視た科學的の視方であり、唯物思想を根柢とするものである。かゝる視方は理化學に於ては妥當であるが、それを人間たる生物に適用するのは根本思想に於て間違である。眞の教育は、各個人にその素質と境遇とに適應した即ち各個人に特殊の方法を與へるものでなくてはならぬ。しかし學校制度に於ては、かゝる方法は實行できぬ。止むを得ず、なるべく近似の者を集めて、それに比較的特殊な教育を授けることを以て満足する。それを以て理想とするのではない。然るに國定教科書制度は根本に於てこの教育の本質と矛盾するものである。

抽象的に標準日本人を想定して、それに對する教科書を編する結果は、なるべく各人に同等の知識等を得させねばならぬ。こゝに於て教科書が最も有効にできたことと見て、都會の人には地方の知識を與へ、地方の人には都會の知識を得さすこととなり易い。都會の兒童は地方の事實を教へられても別に興味を感じないで、寧ろそれに對して輕侮の念を起すに止まらう。地方の人は都會の事實を聞くと、直ちにそれに刺戟せられ、興味は白熱して一目でもそんな處を見たいと思ふ。そして

一様に淋しい地方を去つて興味が多い都會に接觸したくなる。少なくとも心の中では自己の地方よりも都會を重んずるに至る。都會を重んずれば、よし自ら都會に出ぬまでも、できるだけ都會のまねがしたくなる。地方の生活が次第に都會化する。生活の全國劃一化となる。生活は劃一化しても、その生活資料は決して全國劃一化し得ない。これが現代の農村疲弊の沈痛な原因である。

右は主として國語教科書の事を考へて述べたのであるが、更に試みに他の一二課について見よう。例へば國史。これは全國劃一主義の最も有効であり得べき學科の如くに考へられる。歴史に於ては或點までは全國劃一の材料を與へることが必要である。しかし全國に劃一で、地方地方には特殊でない材料を與へる結果は、多數の生徒は、歴史が自己と密接な關係のあることを忘れ、たゞ抽象的に歴史を見る。兒童の抽象的の視方といへば、一言にすれば、歴史をば自己と關係のない、たゞ空中の存在と考へることである。かゝる知識を與へると、多くは具體的印象を伴はない名稱の諳記となり、注入となり、事物をば實物と離れて實地につかない考へ方をする習慣を養ふ。かゝる考へ方をする者をば即ち浮華な着實ならぬ者といふのである。

又全國的史實のみを一般的に教はると、自己地方は歴史のない處、全國史に關係のない處と思ひ、物の數にも足らぬ處と考へて、自然にわが地方を輕蔑する氣持となり易い。かゝる氣持の者は、一方に於ては自己に對する尊信を失ひ、他方に於ては自己地方を脱出したいとの氣持となる。國史の説き方に於ても、地方地方を少くも一中心視點とせねばならぬ。それには全國共通の教科書ではできない。

地理については、同様の事がもつと力強く説かれる。自己の町村の事實を知らないうで全國の概況を學ぶとも、それを理解すべき知識の基礎ができてゐない。東京の人口が三百萬だ五百萬だといつても、それが自己の村の何倍であるか知らぬ。面積についても、距離についても、一切の記述についても皆同様である。かくして劃一的教科書は根柢のない浮華な思想の注入に終る。殊にその記述の仕方が、もし都會を中心としてできてゐる場合には、農民民に取つては地理の教授はたゞ不快の念と自己輕侮の養成者となるのみであらう。

これと同じ事は數學についても博物についてもいへる。習字についても唱歌についてすら言へると思ふ。私はこゝで各現行教科書の批評には及ばぬ積りであるが、

かの理科教科書の如きは、今少し兒童の生活に即した書方をすべきものかと思はれる。小學校の實地教育者は、とくにかゝる事に氣づいて居られることと思ふ。

右は劃一制度の國定教科書の内容についての意見であるが、更に教科書の編者の心理に入つて見たい。從來の事實から見ても、國定教科書を作る人は多くは中央部に生活する人であり易い。自ら中央部に生活する人は、その心が既に都會人であり、都會を樂む人である。都會の人が何程想像をたくましくしても、決してその都會趣味を去ることもできず、農村に入つて農村を樂む氣分になることもできず、又固より農村生活をする者の氣分を表すこともできぬ。かゝる人が農村兒童に、農生活に安んずる心を起さしめる如き文章を作り得るとは、どうしても想像できぬ。況んや各農村の氣分はそれ／＼特色を有し、それを全國共通の文で表現し又鼓吹し得るものではない。たとへば畫について見ても、時々農村趣味とか田園趣味とかの畫が都會の畫家によつてかゝれる。なる程畫材は農村から取つてある。しかしそれはたゞ都會人が農村の材を扱つたのみで、都會人がいかに農村を見るかは明かに表はれるが、農村の人をして、それによつて自家胸臆中の農村氣分に觸れた感じを起さしめ

ることはできぬ。かゝる畫家と同質の文を以て、農村の兒童に農村を禮讚する氣分にならせることはできぬ。

國語教科書の如く都會用と地方用とを別にした場合に於ても、右の理由によつて、その二種類編纂の目的を達することは國定の制度では困難である。況んや他の學科に於ては一冊の教科書で都會農村兩色を具へることは到底考へ難い。いづれにしても、國定教科書の制度は都會謳歌の氣分を全國に普及する原動力となり易い。國定教科書の制度は農村問題の解決とは兩立し難い。維新の始に於て、これ等の實際問題を全く考へずたゞ全國統一と知識増進とのために定められた制度は實は今まで相當に改訂を加へるべきであつた。今はどうしても社會全體に於て反省して正しい制度に返さねばならぬ。

國定教科書の制度はかくして訂正を要する時代に逢着した。それをいかに改むべきかを説く代りに、國定教科書制度及び現行小學校學課規定共通の改正案として私が年來主張してゐる

(三) 小學校學課綜合案

をこゝに更めて述べ、それによつてこの問題を明かにしたい。

現在小學校の學課別は知識の對象によつて定められてある。人間を抽象的に考へれば、人間は地の上に住んでゐるといふ一方面がある。その知識を授けるには地學がある。人間が思想を通じ又自ら考へるに言語を用ひる。言語を研究するのは言語學、各民族については國語學である。人間が社會的生活を營むには道德が必要である。道德現象を研究するには(歐米には)倫理學がある。(東洋には倫理學とは全く別の更に深き道德の學があるが、それは明治以後に於ては多く注意されてゐない形がある。その理由はたゞ歐米にはかゝる學問かないためである。或は歐米ではそれを倫理學中に含まないからであるといふ方が適當であらう。)人間が身體的生活を營むために自然諸科學がある。そしてかゝる精神的、社會的、身體的生活は長い連續をもつ。それを研究する一學問が歴史である。これ等の諸學は本來知識として研究するために、假りに宇宙の現象を分類してできたものである。そしてその最高研究所が大學であり、次の中等、高等諸學校は大學より低い程度に於てそれを授ける。故に更に低い小學校に於ては、それ等の學課を更に低い程度に於て授けねばならぬとい

ふ如き論理上不適當な判斷が、無意識に現行小學校の學課規定の原則となつて來たのである。中等學校、高等學校、小學校の性質については考へず、たゞ上級學校のなす事を少し低めて授ければ、それで下等學校の任務を果し得ると思ふ。これが從來の小學校(並びに他の學校)の學課課程を定める無意識的の原則であつたらしく思はれる。

以上の學課に於て取扱ふ知識は勿論幾分は小學校に於ても必要であらうが、小學校は淺い科學を覚えしめる處ではない。凡そ宇宙無限の物は、人間から見れば、實は全體で一の物として存在してゐる——更に適切にいへば、宇宙は人間から見れば纏まつた一の活物である。その活物の活動を研究上の便宜から隨意に切離したのが科學である。この活物といはうか、實物といはうか、それを知らせ、それに對する各自の態度を知得せしめるのが普通教育であり、學校である。人、社會、宇宙——畢竟同一物——その物を兒童の解し得る程度に於て教へ、又はそれに對する態度を實際にわからす。それが小學校の目的でなくてはならぬ。それ故に小學校に於ては、現在の如き學課別を行はず、なるべく實物課とでも稱して、この實物、即ち人、社

會、宇宙の知識を今の如く切れ／＼ではなく、纏めて一の物として授くべきであるといふ、これが私の総合教授案である。具體的にいへば、今の修身、國語、歴史、地理、理科を全部一課とし、一の教科書によつてわが民族文化の知識を與ふべしといふのである。この案については、曾て發表したこともあり、この小文に於ては餘り詳細に入らぬ。只今の問題は、この総合教授案と農村學校との關係をいかにすべきかである。

農村の教科書には、國語、修身、その他の學課の別を廢し、すべて一課とする。まづその村の知識から始め、地方の知識に及び、次に民族の知識に及ぶ。その間に於て必要な修身事項、國語事項、所謂理科事項、その他の事項を適當に織りこみ、この學課を終ることによつて、その地方を中心として、國民の知るべき大體を教へ了ることとする。(この一課を教へるについての教授上の細事項は色々ある。その方法も精細に考究する必要があるが、今は教授法を説くを主とせぬから略する。)

この教課法のためには、正しくいへば、各町村が別々の教科書を有するを必要とする。それは誠實に教育を考へれば當然すべき事であり、又年々數十乃至數百人の

兒童があるのであるから、賣品としても必ずしも發行不可能ではないが、その編纂製本の費用の如きは町村に於て當然負擔すべきものである。しかし疲弊町村の可なりあるらしく聞える現在に於ては、一地方共通に編纂すること位はまづ止むを得まい。それは理論上は固より宜しくないが、實際の方策に於ては多少のコンベンションをも許さざるを得まい。その場合は、各町村に於ては、教授の際町村特殊の事項を挿入して教へ、又教科書所載の教材の順序を前後變更する必要がある。それは小學校程度の兒童に對しては可なり困難であることは承認せねばならぬ。同一地方内に於ても、(市)町村に於て自ら編纂し得るものは固より編纂するを本則とすべきである。

右の綜合法を思ふについて思ひ出すのは、明治以前の教育法であり、その第一は寺子屋の教授法である。寺子屋には固より今の如き學課別はない。習字を教へる。その内容によつて修身も教へれば、歴史も教へる、地理も教へる、作文も教へる、あれ程實際的で、そして能率の高い教授法はあるまい。それでも尙足りなければ「往來」を教へて更に一層その知識を深くする。これは寺子屋の教授であるが、地方、家

庭に於ける娛樂が亦自然に歴史教育を補ふこととなつてゐた。それは細かい字でかいた繪入假名本がある。今の九ボ程の大きさで版刻したもので、内容は可なりにある。それを祖母や母が子や孫に読みかせるので、樂みの中に兒童の知るべき國民傳説の主なものは授けられる。大した義務教育はなくても、國民は立派にその頃の必要な公民の資格を得る。今の大學の講義を薄めた教授を受けた中等學校の卒業生でも——時には、又は多くの大學卒業生でさへも、昔の普通の人だけの國民傳説——即ち歴史に對する知識はもたぬ。かゝる實質に於て不完全な今の教育法が受教の人数に於て普及したとて、そのみで満足すべきではあるまい。現行の教育史教科書の中には、寺子屋の内容及び社會的效果を一概に不完全で見ると足らぬものの如くに説き去つたものもあるが、それは維新當時の思想をそのまま繼承したものであり、着實な歴史家は亦別の考へ方をなし得るであらう。

序を以て維新前の社會教育の一例を述べること許されたい。維新前に於て、わが國史國文につき源平以前の事で國民の知るべき傳説を教へたものは謠曲であつた。南北朝より足利までを教へたものは太平記讀みであつた。徳川時代の

は講釋や淨瑠璃や芝居であつた。これで大體國史全般の氣分は與へられた。明治以降學校ができて、歴史は學術的の形に於て教へられる。各時代の特徵、某某事件の原因結果といふ如き抽象的概括の知識は與へられる。しかし民族その物の事實については極めて知識が乏しい。民族の實際の動きは、實際の具體的事實によつて始めて知るを得るものであり、抽象的論述によつて知り得るものではない。物の言ひ方、頭の下げ方、かゝる小さい處に民族の實際の氣分が現れ、傳はる。それを通して得た民族氣分が直に自己民族に對する愛着の心を強めるものである。學術的の形をとつた歴史は何程詳細であつても、この氣分を起し得ぬ恐がある。同一民族からできたわが國に於て、共產主義國際聯合の聲に應じてソビエット護擁者が雲の如くに集まり、又自國の偉人には興味がなく、外國偉人の百年祭には飛び上つて喜ぶ如き奇現象の基がどこにあるかは慎重に考へたい。

寺子屋の事を説くと、自然に今の

(四) 農村小學校の組織

に及ぶ希望が起る。劃一主義が高唱されると、よし規定にどう特例を設けてあつても、自然の勢は劃一主義の強行を必要とするに至る。この根本誤想を打破するには、舊時自然の必要に應じて發達した(そして作られたのではない)塾、寺子屋の精神に返らねばならぬ。農民生活の中心は農業にある。農村に於ては、すべてが農業至上主義でなくてはならぬ。そのためには、農民が心から農業に親まねばならぬ。親むには、知識の上から必要を感じることによつてもできなくはないが、眞に親むには、幼時から筋肉に於て親むのを最も切要とする。そして筋肉に於ける印象は若い時であれはあるだけ有効である。農業は四時あるが、少なくとも最も農繁な時季に於ては、農村の子女はその父母等と共に田畠に出て田畠の仕事を行ひ、自己筋肉によつて農業を理解し親むことが最も必要である。従つて農村の學校に於ては、今の一學期、二學期、三學期といふ如き機械的方法を改め、農繁季の晴天の日は學校に出席するよりも田畠に出るのを必要とせねばならぬ。これ等は實行上種々の困難を生じようが、學校はもと國民生活のために存在するものであるから、一切の困難を排しても實行の方法を講ぜねばならぬ。近時農民の若い階級者は以前と違ひ、朝遅く田畠

に行き、能率が甚しくあがらぬとの聲を頻りに聞く。その主な原因は義務教育にあることを忘れてはならぬ。學校に行くことを少年の特権でもある如くに考へ、父母が星を戴いて出かけるのをよそに、中央の諸官省と同じに定められた時刻まで自宅にぶら／＼して居て、それから學校に行く。學校の時間を農民生活と同様にするのは多少の困難があらうと思ふから、少なくとも農繁季に於ては父兄と共に働き、幼い時からして農民たる意識を筋肉の上からして得させねばならぬ。筋肉の上に得た習慣は、それを行ふ毎に一種の快感を伴ふものである。この快感こそは農民生活の最大の寶である。私は農村の過去の實際については餘り知らぬが、尋常科一年生の年齢の者の如きは、よし田畠に出ても何の仕事もできないと思ふ。又以前に於てかゝる年齢の者が父母と共に田畠へ行つたかどうかをも、よくは知らぬ。しかし農業の気分は、實際に農具を取つて農事に勤めるのみによつて養はれるのではなく、一家擧つて田畠へ出る處に眞の気分が養はれるのである。子供に取つては、よし全くの遊びに行くこととなるとも、矢張り一しよに農事に觸れることとした方がよからうと思ふ。

學課については既に幾分は述べたが、農村の學校は農業を中心としなければならぬから、農業に關する事はなるべくすべて教へる趣旨にした方がよい。たとへば堆肥を造ることは、學校でも小型に生徒自身の手で試みさせてもよい。そして如何なる材料がいかにも有効であるかを、生徒のわかる程度で教へる。その材料を若干積んでは土をのせる。その理由を考へさせ、その實驗をもさせ、土を加へた分と加へない分との差を實地に見さす。こゝに植物と化學の知識が與へられる。種子のまき方、肥料の施し方、間引の仕方、害虫の扱ひ方、それら實地に生徒の手で試みさせ、それに生徒の知識程度に應じてその原理を説明し、又考へさせる。これ等は極めて簡單であり、農民は皆知る事ではあるが、それをたゞ習慣的に知ると、實地に試み、その原理を考へるのは、知識としても實行としても働きに莫大な相違が生ずる。農業教育とは、外國の大農の方法を教へたり、収入を考へないで目新しい器具機械肥料の使用を教へることではなく、從來の歴史的に發達した方法につき、その原理を考へ、その改良を計る力をつけることでなくてはならぬ。

農業について從來自給自足の語が頻りに用ひられる。これは農産物だけは自給自

足にすべしとの意ではない。農村に於ては、生活全體に亘つて自給自足であるべしとの意味である。従つて幾分の工業は農民に必要である。實に以前の農民は、他方皆大工であり、左官であり、桶屋であり、鍛冶屋であつた。この關係を忘れた事が農村問題の一原因と考へられてゐる。農村小學校に於ては、農民生活に必要なこれ等工業的の知識と技能とをも教へ、そしてそれについて幾分學理的にも考へしめる必要がある。器具については固より進歩した物を用ひしめる方がよいが、その進歩してゐるわけ即ち學理を實地の使用と相俟つて考へしめ、従つて從來の器具を改良する力をも得しめる。それが即ち物理の教授である。農村の子弟に大洋の眞中に生ずる海産物を教へるよりも、もつとかれ等に必要な物理化學——その應用を教へる必要がある。

算術や幾何についても同様の事項は少なくない。例へば農村の者は、筋肉の勞によつて利益をあげるのがその本來の仕事である。それに株券の利子計算などを多く教へると、かれ等は鋏と鋤とを捨て、利子の計算に浮身をやつし、がらにもない相場に手を出すこととなる。そしてその結果、祖先傳來の田地を投賣りにしなければ

ならなくなつたのは、近年農家に極めて多く見る例である。農村の算術には、農村に直接必要な問題、例へば一反の蔬菜の数の計算法、その利益の計算法、これには相當に複雑な事情が入る。又購買組合の組織及び經營に關する諸計算の如きを教へる必要がある。幾何は今小學校にはないが、その應用は小學校に於ても教ふべきであり、例へば器械の設計、耕地整理の計畫等のためになるべき初歩的知識は、實地や作業と相俟つて行へば決してわからぬ事はない。

算術等についても更に綜合教授法を顧みたい。算術は計算とか數理を教へるものであると稱して、計算は教へるが、その問題中にある事實その物は一切教へぬこととしたのが舊式の算術教授法である。元金の利子が何分であるとして、その計算法は教へるが、その利子は何のために出て來るのか、どうして利子に高低の差があるのかの如き實際の事實の説明には一切觸れぬ。かゝる形式的教授法は何科にあつても適當とは思はれぬが、殊に農村に於ては無益である。或る意味に於ても、農村に於ける商業科は算術に於て教へねばならぬ。前にあげた購買組合の性質、運用の如きは、この好箇の例である。又肥料の分量、價等の計算を教へるときでも、實際の

農産物につき、その一反に要する肥料は何匁、その價は何程、それを耕作して取れる産物が何貫目、その價は何程に當るといふが如く、その村に於ける實際の知識を算術で得させねばならぬ。(私はこゝでわざ／＼匁貫等の名を用ひた。農村でグラム、メートルなどを用ひるのは全く農村生活を根柢から攪亂するものである。メートル制の制定は畢竟都會のみを見た思想家が、西洋追隨の思想から出發した處置である。農民をして着實な態度をもたしめる上に於ては、メートル制の如きは直ちに撤回すべきものである。)都會に於ても別にメートル制撤回の理由があるが、今は説かぬ。

今の修身、國語、地理、歴史、理科を一課とした教科書に於ては、農村としてはなるべく材料を農民生活に關したものに取し、それによつて農民の價値、農民生活の楽しみを知らしめ、農民たり得ることを矜り楽しみとする氣分の養成を主としたい。それは別に農民の思想を偏狭ならしめるためではなく、農民として國家民族のために盡す氣分を強くならしめるためである。小學校によつて農民たるに必要な資格をその年齢相當に得しめる、これが農村小學校の第一の任務である。その資格の第一は農生活を樂むこと、第二は農生活にたへること、小學校はこの兩者にその主

力を注がねばならぬ。教科書を町村別にもつ必要があるのは、かゝる點から發する。しかし何程教科書がよく農村にでき、又學課の配當、その内容が農村向に組まれても、もしそれを教へる教師に於て、半ば農村生活を理解せず、その筋肉に於て農村生活の經驗を有せず、又農村生活を樂しむ氣分がなくては、農村小學校の目的を達し得ない。こゝに於て

(五) 農村小學校教員養成法

を考へる必要がある。今の小學校教員養成機關は全國劃一教育主義に適する如くできてゐるから、それから出る教師は、どこにでも適する如くに考へられるが、上述の進歩した教育法から考へて見れば、今の如き教員養成法では、その實、この小學校にも適しない教師を造つてゐることとなる。特殊の趣味のない人が全國民を一般平等にせんと努める結果は、全國民たゞ金の多く入る生活を目的とし、金さへ取れば、その方に向つて集まることとなる。教育を改良するにはまず教員を改めねばならぬ。

現今の普通教員養成機關は、法規上には高等師範學校を中心とする。高等師範學

校は専門學と教育に關する知識とを研究的でなく與へるのを目的とする。従つて既成の學術を學術として受け入れしめる。それは學校の性質上相當である。高等師範學校を稀薄にしたものが師範學校である。いづれも現今の實狀に於ては一般的抽象的の知識を與へることとなつて居り、各地方に特に適切な具體的知識を與へる如き事は主目的とはされてゐない。従つてその卒業生たる教師はいづくの學校に行つても同様の一般的教授をなす素養を與へられてはゐるが、實際の傾向からいへば、寧ろ都會の小學校で教へる素養の方が重きを置かれ、地方に行く教師は、その地方に適する材幹氣分があるといふよりも、寧ろ他の理由によることと思ふ。もし農村なるが故に學力の少ない教師を供給しても差支ないといふ見方があるとするならば、それは非常な間違である。學力の少ないのは考へる力の少ないのであり、自己の環境に對して反應考究して適切な案を立てる力の少ないことを意味する。もしかゝる教師が主として農村に送らるゝとすれば、農村はこれに對して強い抗議をもち出さねばならぬ。

私は實にいかなる養成法が最も適當であるかを考へ得ない。しかしもし次の如き

事は或は適當ではあるまいかと思ふ。まづ農村の小學校で八ヶ年間生徒として修業せしめ、次に助手として數年間勤務せしめ、その學校の教授を助けしめる。助手勤務中は勿論自ら勉強する餘裕と便利とは十分に與へる。助手を教育するために毎年數回、國又は地方の費用で長期講習を行ふ。その講習會に助手を出席せしめ、それによつて必要な學科の檢定を受ける力をつける。教科目の檢定を経た者は準教員とし、國家は一般教員と同等の恩給資格を與へ、更に全科檢定を終へた者を正教員とする。この準教員の試験程度は左程高いことを要しない。農村で教師たる者には農村相應の知識(内容及び高さ共に)あることを最低限度とする。尤も農村で教師の資格を得た者も、都會で受けた者も同等の資格を有し、農村から都會へ轉任することも自由とする。社會に於ては、すべて資格はなるべく自由にし、それについての斟酌は各當局者に於て嚴密にすることにする。門は常に廣かるべし、しかし玄關は狭かるべし。これが社會の眞の發展の原則である。學校卒業生には極めて自由に資格を與へ、檢定受験者には極めて嚴にする如きは、必ずしも良教員を造る方法ではない。講習によつて教員の資格の準備をすることは現時多く行はれないが、農村に於て

は農繁時授業の少ない季節があるから、それを選んで講習會を開き、會場の附近でその學科が必要な希望者に對して教育を施す。これは國家が行つてもよく、地方が行つてもよいが、國家なり地方なりにはかゝる常設の講師を任命してゐき、責任を以て教員教育の實をあげしめる。學科の知識はこの講習によつて得させるが、教育の實際、及び教師たる氣魄を得させることは、その講習生が在任する校長の責任とするのを最も適當とする、尤もこの講習は資格試験の準備たるものであり、直ちに資格を與へるものではない。

こゝに校長の責任を述べた序に一言論及したいのは、校長の詮考である。小學校教員の俸給の支出については種々の方法が考へられ、私も一種の意見を發表したこともあるが、社會の現状から考へて、校長の俸給だけは國庫から支給し、その任免についても國家の案配によることとするのが最も適當かと思はれる。それは國家が必ず正しい詮考を行ひ得るといふのではないが、しかし町村長乃至政黨支部長の輩下などの勢力の下に小學校長をおくよりも、この方が遙かに教育の實があがると思ふからである。もし農村の校長が村の生活を理解せず、村に不適當な教育方針をも

つならば、村長は固よりその事實を具申して更迭を求めてもよいが、教育以外の事情によつてその位置を保ち又動かされねばならぬ制度は、教育のため宜しくない。國家は全國に亘つて適材を求め、それを適處に配置するのが最も合理的である。そして俸給の如きも校長の人物によつて定め、徒らに都會に高くして農村に低くする如き事をしない。農村で有爲であるから、直ちに都會へ轉勤せしめる如き事はしない。

この助手のための講習に於ては、學理をも明細に教へるが、尙努めてその地方、更にもつと細かくわけた部分に、適當する具體的事實の學習をも主にしたい。そのためには、なるべく地方の中央部に全府縣志望者を集めることはしないで、近似性の多い小地方で開き、その地方に最も必要な事項を主にしたい。

(六) 義務教育の意義の變更

以上述べた如く、農村には農村に最も必要な、そして止むを得ない程度の教育を授けることにすると、義務教育はわが國が從來取つてきたものとは違つた意義のものとなる。從來は義務教育が第一であり、生活及びそれに必要な事は義務教育に従

屬するものとなつてゐた。これは寺子屋しかなかつた明治の始に於て教育を強調するためには必要であり、そしてそれはわが國民の教育を高める點に於ては確かに有効であつた。しかし理論上からは間違であり、そしてその間違を強行した必然の結果として、現下の困難を生じ來つた。私はこれまでに教育が進んで來たら、もはや義務教育はたゞ一般の標準を示すものと定め、從來の如くに、何を犠牲にしてもそれを強制する態度に出る必要はないと思ふ。外國の模倣者は國情と效果とを考へないで、八ヶ年義務教育をさへ説くが、私は寧ろ某年の教育だけは實際に必要とし、その他は家の事情、地方の事情等により兒童個人的に輕減してもよいことにしたいと思ふ。そして地方地方の必要に應ずるために不足と思はれる點は、種々の機關の働きによつて徐々に補ふこととしたい。わが國には義務教育のみ餘り急に成熟したために、社會全般の機關が皆力を合せて社會全般を教育すべきものであるとの意識が、社會全般に亘つて極めて薄く、教育といへば、たゞ學校に於て與へるもの、受けるものとのみ考へられてゐる。その結果、反つて社會の全般の人の知識が實地につかず、自己精神及び物質兩生活の必要事項はいづれかの方法によつて、いつま

でも取り入れるべきものであるとの氣持が社會全般に薄い。義務教育は教育の完了を意味するものではなく、人の教育は棺を負うて始めて成るものである。義務教育は教育の最小限度であり、一般國民に必要な最大限度ではない。義務教育が餘りに長く、そしてそれを受けてもさしたる生活上の利益がないなどと思はせると、知識その物の効果を軽んじ、義務教育さへすめば知識の必要がないと思ふに至る。これはわが社會一部の現状である。私は義務教育年限は各地方により——各個人にもより、今よりも低減し、そのために必要な知識は各地方に於て種々な機關を設けて特殊希望者の學習に任すことにしたい。従つて私は農村に於てはまづ十歳位までを嚴密な意味での義務教育とし、その他は今とは違つた形に於て學習す可きこととした。自己家業に對して最も深い永續する興味は、何歳頃の筋肉の經驗によつて起るかは、この問題を決するに當つて重要な要素である。興味はその當時に深いことを要しない。一生を通じて最も深く残るを必要とする。今の實驗心理學はこの問題を決し得るかどうか。

右の意義の義務教育を終へた者でも、更に登校を續けるのは差支はない。私は前に一寸觸れた如く、農村に於ても八年の課程のあることを適當と考へる。しかしその形は必ずしも今の義務教育の如きものであるを要するとは考へない。

尙私は今までは農村小學校には農民の子弟のみ出るものと考へて立論した。しかるに事實上、農村でも農民以外の子弟はある。それ等は一般農民子弟とは別の教養を受けしめる。尤も農民子弟とその外の者で各々一學級を作り得るだけの數があるならば、農民子弟は私の述べた精神に従ふこととし、他の者には又他の者に適する特殊教育を與へてよからう。それからずつと上級に進む子弟のためには、數村合併してそのための學校を設けてもよからう。しかし金持の子が三人五人上級學校へ進む希望があるため、農村全般の税によつてそれを教育する必要はあるかどうか。

(二五九二、一〇、四)

附 錄

本會設立月日

大正七年八月八日

本會寄附行爲

第一章 總 則

第一條 男爵牧野伸顯平山成信ハ赤星鐵馬ノ寄附ニ係ル金壹百萬圓ヲ以テ財團法人ヲ設立ス

第二條 本財團法人ハ啓明會ト稱ス

第三條 本會ハ公益ニ資スル爲メ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

- 一 特殊ノ研究、調査、著作ヲ助成シ及發明發見ヲ獎勵スルコト
- 一 必要ニ依リ本會自カラ専門家ニ依頼シテ前項ノ事業ヲ爲スコト

- 一 外國ニ於ケル同種ノ事業ヲ紹介シ又ハ著作ヲ反譯スルコト
- 一 本會ノ目的遂行ノ爲メ必要ナル講演ヲ開キ又ハ出版ヲ爲スコト
- 第四條 本會ノ事務所ハ之ヲ東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地壹ニ置ク
- 第五條 本會ノ事業年度ハ毎年一月一日ヲ以テ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ル但初年度ハ本會設立ノ日ヲ以テ始マル
- 第六條 本寄附行爲ノ條款ハ評議員會ノ決議ヲ經且主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ變更スルコトヲ得

第二章 役員

- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 理事長 一名
 - 一 理事 五名
 - 一 評議員 十五名
- 内一名ヲ常務理事トス

第八條 理事長及理事ハ評議員會ノ決議ヲ以テ評議員中ヨリ之ヲ推薦ス但本會設立ノ際ハ寄附者之ヲ推薦ス

理事長ハ本會ヲ代表シ理事會及評議員會ノ議長ト爲ル
理事ハ會務ヲ掌理ス

第九條 初度ノ評議員ハ寄附者之ヲ推薦シ缺員ヲ生シタルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ補缺ヲ爲ス

評議員ハ重要ナル會務ヲ審議ス

第十條 理事長及理事ノ任期ハ三年トス但重任ヲ妨ケス

第十一條 本會ニ必要ナル事務員以下ハ理事長之ヲ任免ス

第三章 顧問及委員

第十二條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ推薦ス但本會設立ノ際ハ寄附者之ヲ推薦ス

第十三條 顧問ハ本會ノ諮問ニ應シ且隨時理事會及評議員會ニ出席シテ意見ヲ開陳

第十四條 本會ハ必要ニ應シ各種ノ委員ヲ置ク
委員ハ理事長之ヲ囑託ス

第四章 會議

第十五條 會議ヲ分チテ理事會及評議員會トス

第十六條 理事會ハ理事長隨時之ヲ召集ス

第十七條 理事會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス

第十八條 評議員會ハ通常及臨時トス

通常評議員會ハ毎年十二月及三月ヲ以テ理事長之ヲ召集シ本會ノ豫算及決算ヲ議定ス

臨時評議員會ハ理事長必要ニ應シ之ヲ召集ス

評議員五名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求スルトキハ臨時會ヲ召集ス

ルコトヲ要ス

第十九條 左ノ事項ハ評議員會ノ議ニ付スルヲ要ス

一 寄附行爲ノ變更

一 本會諸規則ノ制定變更

一 本會ニ於テ施行スヘキ事業ノ決定

一 理事長及顧問ノ推薦

一 資産管理ノ方法

一 其他理事會ニ於テ評議員會ノ決議ヲ要スト認メタル事項

第二十條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ表決ヲ以テ之ヲ決ス但左ノ場合ニ於テハ評議員三分ノ二以上ノ出席アリ且出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一 寄附行爲ノ變更

一 不動産ノ買入

一 理事長及理事ノ推薦

第五章 資 産

第二十一條 本會ノ資産ハ左ニ掲クルモノヲ以テ之ヲ組成ス

一 寄附財産金壹百萬圓

一 本會ノ事業又ハ財産ヨリ生スル收益

一 其他本會ニ於テ取得スル財産

第二十二條 本會ノ財産ハ國債證券又ハ確實ナル有價證券ヲ買入レ若クハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預ケ入ルルモノトス但特別ノ事情アル場合ニハ評議員會ノ決議ヲ經テ不動産ヲ買入ルルコトヲ得

第六章 會 計

第二十三條 本會ノ收支ハ每事業年度ノ末日ヲ以テ之ヲ決算ス

第二十四條 本會ハ事業年度毎ニ財産目錄貸借對照表及事業報告書ヲ作り決算ト共ニ評議員會ニ提出スヘシ

本會職員名簿

(イロハ順)

顧問

伯爵 牧野伸顯

理事長

侯爵 大久保利武

常務理事

鶴見左吉雄

理事

工學博士 子爵 大河内正敏

申田萬藏

山之内一次

文學博士 三上參次

評議員

八

農學博士	新渡戸	稻造
法學博士	大河内	正敏
工學博士	子爵	大久保利武
工學博士	侯爵	高松
工學博士	鶴見	左吉雄
工學博士	塚本	靖
理學博士	長岡	半太郎
農學博士	串田	萬藏
農學博士	山之内	一次
農學博士	松浦	鎮次郎
農學博士	古在	由直
理學博士	櫻井	錠二
文學博士	三上	參次

本會出版物

一、依囑著述

(一)最近政治外交史 上、中、下、續 各五圓 富山房
 (二)衛生長壽法 貳圓五拾錢 富山房

醫學博士 三宅秀
 工學博士 男爵 斯波忠三郎

二、紀要

(一)往來物目錄(缺本)
 (二)英國博物館所藏スタイン寫本寫真帖
 (三)支那財政の真相と其革新策に就て
 (四)支那の關稅改正問題(缺本)
 (五)假名の研究(缺本)

文學博士 坪井九馬三 著
 醫學博士 三宅秀 著

理學博士 岡村金太郎 編
 文學博士 矢吹慶輝 編
 經濟學博士 木村增太郎 報告
 經濟學博士 木村增太郎 報告
 文學博士 大矢透 報告

九

モリス・ポーランド君報告摘要

- (六) 日本産業推移の経路
- (七) 米國少年裁判所の研究
- (八) 世界大戰の獨逸教育に及ぼしたる影響
- (九) 支那と日本とに於ける古代と近代(缺本)
- (一〇) 佛、獨、白諸國農村の瞥見(參拾錢)
- (一一) ハイゼンベルグ量子論諸問題(八拾錢)
- (一二) デイラック量子論諸問題(八拾錢)
- (一三) 農村問題と教育との一考察(貳拾錢)

少年保護司 芳川 顯 雄報告
 獨逸 フリップツ・ケルレルマン述
 倫敦大學教授 アーノルド・ジエ・トインビー述
 駒澤大學教授 笠 森 傳 繁報告
 理學博士 仁 科 芳 雄譯述
 武藏高等學校教頭 山 本 良 吉 述

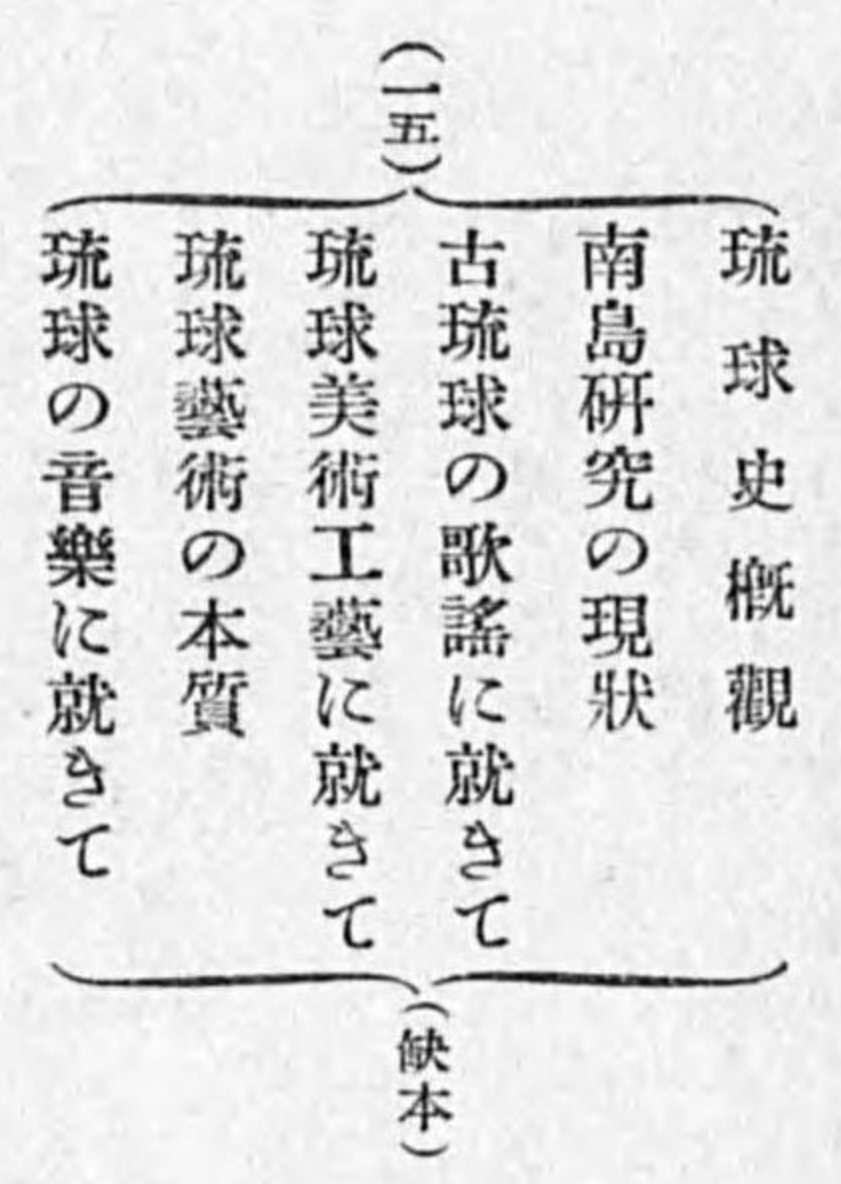
三、講 演 集

- (一) 法律上より見たる國際聯盟
 經濟方面より見たる國際聯盟(缺本)
- (二) 獨逸の近況(缺本)
- (三) 露國の最近社會變動の經過及因由(缺本)
- (四) スタイン氏發見の燉煌畫に就きて(缺本)
- (五) 朝鮮李王家の古樂舞(缺本)

法學博士 山 川 瑞 夫
 日銀理事 深 井 英 五
 文學博士 高 楠 順 次 郎
 東大助教授 今 井 時 郎
 文學博士 瀧 精 一
 理學士 田 邊 尙 雄

- (六) 米國々民性の研究と日米關係の新生面(缺本)
- (七) 支那佛敎史蹟踏査報告(缺本)
- (八) 臺灣琉球の音樂に就きて(缺本)
- (九) 往來物(徳川時代庶民教育資料)に就きて(缺本)
- (一〇) 歐洲の近況(缺本)
- (一一) 建築の理想と實際(缺本)
- (一二) 波斯、メソポタミヤ方面視察談(缺本)
- (一三) ブラジル移民に就きて
- (一四) 燉煌出土古寫本佛典に就きて(二十五錢)

法學士 鶴 見 祐 輔
 文學博士 常 盤 大 定
 理學士 田 邊 尙 雄
 理學博士 岡 村 金 太 郎
 商工省書記官 石 井 銀 彌
 工學博士 伊 東 忠 太
 總領事 縫 田 榮 四 郎
 社會局書記官 富 田 愛 次 郎
 文學博士 矢 吹 慶 輝
 文學士 東 恩 納 寛 惇
 東朝顧問 柳 田 國 男
 文學士 伊 波 普 猷
 鎌倉芳太郎
 伊 東 忠 太
 山 内 盛 彬
 工學博士
 一 一



(一六) 新土耳其國の建設
土耳其の經濟事情 (缺本)

(一七) 海外企業に就きて

眼前の異人種問題

アイヌ研究の現状

アイヌの生活と博物館のアイヌ品陳列棚

白老コタンアイヌの生活 (活動寫眞)

アイヌ生活の變遷

アイヌ語の本質

(缺本)

前特命全權大使 内田 定槌
土耳其代理大使 フォーリス・フナド・ペー

貴族院議員 藤山 雷太

東朝顧問 柳田 國男

東京帝大講師 金田 一京助

理學博士 八田 三郎

同上 八田 三郎

十勝アイヌ 伏根 弘三

神學博士 デョン・バチラー

文學博士 高野 辰之

前國際勞働理事會代表 前田 多門

文學博士 坪井 九馬三

文學博士 矢野 仁一

老川 茂信

(一八) 支那と外國
支那の帝政と共和政

(一九) 獨逸の近況

(二〇) 我が國の古舞古樂に就きて (缺本)

(二一) 歐洲に於ける勞働問題の趨勢

(二二) 支那最近の政情 (缺本)

(二三) 國際經濟會議に就きて (缺本)

(二四) 滿蒙に於ける人類學上の研究に就きて

(二五) 日本の立場より見たる西洋美術

(二六) 南洋に於ける日本關係史料遺跡に就きて

(二七) 東洋藝術の系統

(二八) 琉球染色に就きて

(二九) 朝鮮陶器に就きて

(三〇) 敦煌出土品に就きて

(三一) 西洋美術に於ける東洋的要素

(三二) ペルシヤ旅行談

(三三) 歐米視察談

(三四) 希臘事情

(三五) 滿蒙の經濟的價值

(三六) 軍縮會議の開かるゝに臨みて

元湖廣新報社長 笹川 潔

前國際經濟會議代表 志立 鐵次郎

文學博士 鳥居 龍藏

東京美術學校教授 矢代 幸雄

文學博士 黑板 勝美

文學博士 伊東 忠太

工學博士 鎌倉 芳太郎

文學博士 倉橋 藤治郎

文學博士 矢吹 慶輝

東京美術學校教授 矢代 幸雄

文學博士 黑板 勝美

貴族院議員 男爵 藤村 義朗

特命全權公使 川島 信太郎

經濟學博士 木村 増太郎

海軍少將 南郷 次郎

(三)産業の合理化

(三)最近の獨逸

(三)歐洲勞働運動の趨勢と失業問題

(三)航空研究の最近の情況

(三)ペルシャを中心としたる西方亞細亞の美術(廿五錢)

(四)歐米諸國補習教育の近況と我國教育制度の改善(廿錢)

(四)支那建築と其の裝飾

(四)支那陶器の鑑賞(貳拾五錢)

(四)支那漆藝の發達とその趣味

(四)支那金工に就きて(四拾錢)

(四)支那文様の特質

(四)支那國民性とその染織

(四)支那の瓦塼(參拾錢)

(四)支那工藝に關する文獻

商工省工務局長 吉野 信次

駐獨特命全權大使 長岡 春一

内務省社會局勞働部長 富田 愛次郎

前國際勞働會議政府代表 斯波 忠三郎

東京帝大教授航空研究所長 青 山 新

東京美術學校助教授 田 尻 常雄

美術研究所長 伊 東 忠太

東京帝國大學 奧 田 誠一

名譽教授工學博士 伊 東 忠太

國寶保存會委員 奧 田 誠一

東京美術學校教授 六角 紫水

帝國美術院會員 香 取 秀真

東京高等工學 安 田 祿造

東京高等工學學校 鹿 島 英二

東京帝國大學 關 野 貞

名譽教授工學博士 田 邊 孝次

(四)東洋文化の世界的意義(貳拾五錢)

(四)國民思想に關する一觀察(貳拾五錢)

(四)金本位的作用、殊に金融との關係(貳拾五錢)

(四)民法改正と婚姻問題(貳拾五錢)

金雞學院學監 安岡 正篤

文學博士 三上 參次

東京帝國大學 山崎 覺次郎

名譽教授法學博士 穗 積 重遠

東京帝國大學教授 法學博士 男爵

補助成績出版物

(一)本朝文粹註釋 上 下 京都 内外出版會社

(二)三階教の研究 十八 圓 岩 波 書 店 文學博士 柿村 重松

(三)瓜 哇 史 三四五十錢 岩 波 書 店 文學博士 矢 吹 慶輝

(四)古語拾遺(英文) 二 圓 明治聖德記念學會 文學博士 松岡 靜雄

(五)校本萬葉集 萬葉集刊行會 文學博士 佐々木 信綱

(六)更科日記錯簡考 三 圓 目 黒 書 店 東京高等師範學校教授 玉井 幸助

(七)日華大辭典 十圓(縮刷) 京都 内外出版會社 服 部 操

(八)西 日 辭 典 四 圓 右文社出版部 日墨協同會社

(九) アイヌ語辭典	十二圓	教文館	神學博士 ジョン、バチラー
(一〇) 支那財政論	六圓五十錢	大阪屋號書店	經濟學博士 木村增太郎
(一一) 大唐西域記ニ記セル 東南印度諸國ノ研究	六圓	森江書店	文學士 高桑駒吉
(一二) 經濟上ヨリ蘭領東印度 觀タル	五圓五十錢	財政經濟學會	增井貞吉
(一三) 徳川制度史料	十圓	六合館	小野清
(一四) 蝶蝨と山椒魚	十圓	丸善書店	田子勝彌
(一五) アイヌユーカラの研究 敘事詩	二十五圓	東洋文庫	東京帝大 助教授 金田一京助
(一六) 畫の教育學	三圓八十錢	刀江書院	畫家 上阪雅之助
(一七) 百世の師・孔子	一圓二十錢	玄黃社	貴族院議員 赤池濃
(一八) 續日本四書註釋全書 論語解、學庸篇 讀孟叢鈔	約二十五圓	東洋圖書刊行會	東洋大學 講師 關儀一郎
(一九) サンドロ・ボライチエリー	上・下共三圓	科學智識普及會	東京美術 學校教授 矢代幸雄
(二〇) 日本その日々	上・下各九圓 索引二圓	大岡書店	石川欣一
(二一) 校訂・延喜式	上・下各四圓	至文堂	皇典講究所 平泉澄
(二二) 後法興院記			

(三三) 梵文金光明最勝王經	十圓	京都 東方佛教協會	泉芳環
(三四) 朝鮮禪教史	五圓	春秋社	文學博士 忽滑谷快天
(三五) 亞富汗斯坦	三圓八十錢	東亞同文會	田鍋安之助
(三六) 治建築篇、電氣篇、土木篇 業火兵・鐵鋼篇、鐵業篇、 史機械・地學篇、提要索引	壹百四十圓	日本工學會	編纂委員長 田邊朔郎
(三七) 政教より 觀たる 論語新釋	三圓	早稻田大學 出版部	貴族院議員 赤池濃
(三八) 日本産蛙總說	十八圓	岩波書店	理學博士 岡田彌一郎
(三九) 播磨風土記新考	七圓五十錢	大岡山書店	宮中顧問官 井上通泰
(四〇) 鳥類生態寫真	上三圓五十錢 下四圓	三省堂	農學博士 内田清兼之助
(四一) ヒボクラテス全集	十八圓	岩波書店	醫學博士 今裕
(四二) 内外蒙古の横顔	二圓八十錢	海外社	畫家 玉井太市
(四三) 繪畫の製作と鑑賞	本文共二十五圓 繪畫共	日本評論社	東京美術 學校教授 岩井英人
(四四) 鳴沙餘韻	六十圓	岩波書店	文學博士 矢吹慶輝

(三) 佛教大辭典 五卷各十八圓 發行大辭典所典 文學博士 望月信亨

(三) 近世地方經濟史料 全十卷六十圓 龍吟社 農學博士 小野武夫

(三) 明治前期財政經濟史料集成全二十卷七十六圓 改造社 東大教授 大野內兵衛

(三) 大乘院寺社雜事記 全十二卷五十四圓 潮書房 文學博士 辻善之助

(支) 金工 帝國美術院 會員 香取秀真

那陶磁工 帝國美術院 委員 奧田誠一

工漆工 帝國美術院 工學博士 關野貞

藝染職工、刺繡 東京美術學校教授 六角紫水

圖建築裝飾 東京高等工學博士 伊東忠太

(鑑) 文樣 東京高等工學學校長 安田綠造

(四) 實驗葡萄全書 上・中各五圓五十錢 西ヶ原刊行會 川上善兵衛

(四) 日本藥用植物圖譜 下・中各三圓五十錢 日本藥報社 理學士 市村塘

昭和七年十一月二十五日印刷
昭和七年十一月二十九日發行

(定價貳拾錢)

發行兼編輯者 笠 森 傳 繁

印刷者 松 井 方 利

印刷所 東京印刷株式會社
東京市深川區白河町四丁目一番地一

發行所 (電話丸ノ内) 財團 啓明會事務所
東京市龜町區丸ノ内一丁目六番地壹
東京海上ビルディング五階五四六號

發賣所 (電話) 銀座 北 隆 館
東京市 京橋區 銀座西五ノ五

145
145

終